# 令和5年度 景観審議会(第2回景観形成部会) 議事要旨

日時:令和5年12月27日(水)15:15~16:45

場所:兵庫県庁2号館2階参与員室

### -会議次第-

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
  - (1) 佐用町平福地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について 【諮問】
  - (2) 景観形成重要建造物等の指定について(第 16 次) 【諮問】
- 4 その他
- 5 閉会

#### - 出席者について-

過半数(定数9名中8名)の出席により、部会は成立。傍聴者はなし。

# - 議事録署名委員について-

井上委員を指名。

#### 1 議事(要旨)

(1) 佐用町平福地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について

#### 【事務局】 (資料 1-1~1-5 について説明)

#### 【委員】

県民等が訪れたい地域をつくるために重点区域を指定するならば、そのエリアは広めにとった方がよいのではないか。

#### 【事務局】

平福地区の顔となる景観は、天神橋から見える川座敷や土蔵群といった川端景観であり、立ちどまって写真を撮影したり、SNS に掲載された写真を見て来訪してもらえるよう重点区域を設定する。区域案の南側にも川沿いに漆喰又は板張りに修景された建物が並んでいるが、区域が広すぎると地区の顔がぼやけてしまうこと、このあたりの石垣は自然の石積みではなく、間知ブロックに改修されたものになっていることから除外している。

### 【委員】

街道側に庭木と不似合いな脱着式コンテナを置いている住宅があったと思うが、そ の所有者の修景に対する意識や意欲はどうか。

### 【事務局】

所有者が代替わりし、年に1回程度、繁茂した庭木を伐採していると聞いている。県から所有者に対して、重点区域に指定されれば建物の修景工事だけではなく、視点場から対象となる景観を見る際に支障となる庭木の剪定費用も支援対象になる旨を伝えた。

### 【委員】

街道沿いの町並みは、植栽よりも、建物や塀の連続性が重要であり、今後、所有者が代わる機会に、意識していただけたらと思う。

# 【事務局】

壁面の連続性に関しては、通りに面する壁面の位置は隣接する建物の壁面にそろえるという基準があり、所有者の方に協力いただけるよう努めていく。

### 【委員】

土木行政の話になるが、河川の護岸に関する情報は含まれているのか。例えば、今 回コンクリート護岸の設えをどうするのかという考えはあるのか。

# 【事務局】

平成 21 年の豪雨災害の時に被害を受け、重点区域案の範囲にある石垣も間知ブロック等に改修する案があったが、地元住民や専門家の尽力によって、野面積みのまま保存しようという動きがあり、今の形で残ったと聞いている。対岸の護岸や天神橋も町並み景観に配慮したデザインになっている。

#### 【委員】

石垣とは護岸の天端からその水面までの一連の構造物を指しているのか。

#### 【事務局】

土蔵の壁面と面一の部分で、低水護岸は含んでいない。

### 【委員】

コンクリート護岸が目立つので、区域については、景観と土木で分け隔てなく考えるべきであり、そのあたりの議論は必要ではないか。

#### 【委員】

過去の水害後、河川改修される際、関係機関が一体となって議論し、可能な限り野面積みの石積みを継承した。それ以外は野面石積みの外側に間知ブロックで改修されている。そういう経緯・歴史の積み重ねの中で何とかこの部分を守っている。

将来的な展望として、低水護岸等の補強により野面石積みでも安全性等が担保できるなら、間知石積み部分を元の野面石積みに戻せないか議論はあってよい。

### 【委員】

災害後の復興について、どのような形で地域に情報発信されているのか。

### 【佐用町】

当該地区は、昭和 58 年に佐用町歴史的環境保存条例における保存区域として指定し、古くから町並みの保存に取り組んでおり、地域住民は景観や歴史に対して意識が非常に高い。例えば、街道沿いの空き家になっていた町家を宿泊施設やレストランに改修するなど、地域創生にも貢献している。

町としても平福地区内にある道の駅の周辺に観光駐車場を整備するなど重点的に整備を図ることで、町並み保存に加えて交流人口の増加も進めたいと考えており、重点区域の指定により、県外の方にも知ってもらえる機会としたい。

### 【委員】

地域住民の方が活動していることも含め、ぜひ広報に力を入れていただきたい。

### 【委員】

議事1については、原案どおり答申することとする。

一各委員異議なし一

### (2) 景観形成重要建造物等の指定について(第 16 次)

#### 【事務局】 (資料 2-1~2-3 について説明)

#### 【委員】

景観遺産から景観形成重要建造物等にランクアップするという考えはあるのか。

#### 【事務局】

景観遺産に登録されたものが、景観形成重要建造物等に指定された実績はないが、 仕組みとしては可能であり、その場合、景観遺産の登録は抹消することとなる。

### 【委員】

景観形成重要建造物はプロ目線で選定されるようだが、景観遺産は何気ない景観という観点もあり、どういうプロセスで選ばれるのか。景観ビューポイント 150 選の公募のように地域住民が関与できる余地があるのか。

#### 【事務局】

景観形成重要建造物等の選定は、行政の担当職員、景観条例により登録された景観 形成等推進員、ヘリテージマネージャー等の協力のもと、地域の景観形成に重要な役 割を果たしている建造物等を推薦いただき、一定の要件を満たすものを指定候補とし て選定する。

一方で、景観遺産の登録は、昨年度から新たに始めた制度であり、景観形成重要建造物等の選定方法に準じていますが、シリーズ化やストーリー化、何気ない景観など独自の要素もあるため、今後、選定プロセスについて検討したいと思います。

### 【委員】

何らかのプロモーションと連携させるなど、地域の方に浸透していく可能性として 面白いと思う。

### 【委員】

本上田邸は、背景の山並、前景の田畑との関連性についても記載した方がよい。大きなクスノキは主屋と一緒にライトアップしても良いし、シンボルになる重要樹木として位置づけてはどうか。

新雌邸は、背景の山並みは見えないが、前景に田畑があり、非常に広がりのある空間に存在しているという調和性を大事にしてほしい。

たつ乃屋本店は、平福地区には、他に景観形成重要建造物等はあるのか。周辺にはどのような重要建造物等があるのか、参考資料もあると良いと感じた。

旧小國家住宅は、当該敷地は、様々な方角から交差する道路に接しており、アイストップを構成していることについても記載してはどうか。

出汐館は、外壁の仕上げは、関西学院大学のような厚塗りか一般的な塗装か。難しいと思うが過去どんな色彩が使われていたか「こすりだし」などで確認できないか。 また、屋根は洋風の赤瓦になっている旨の記載を入れておく方が良い。

# 【事務局】

本上田邸は、ランドマーク・シンボル性の記載事項として、背景の山並みや田園風景との調和について追記する。クスノキのライトアップに関しては、所有者や地域住民の意向にもよるが、そのような見せ方もあることを、所有者の方にも伝える。

なお、クスノキについては、単体指定ではなく、建物と一体で指定したいと考えている。

新雌邸は、本上田邸と同様に南側に広がる田畑との調和について記載する。

たつ乃屋本店は、景観形成地区に指定されている佐用町平福地区にあり、地区内には3つの景観形成重要建造物がある。今後は近隣の景観資源に関する資料も準備する。 旧小國家住宅は、ランドマーク・シンボル性の記載事項としてアイストップとなる ことなどを追記する。

出汐館は、屋根について記載内容を充実させ、外壁の仕上げについて現地確認の上、 追記する。

#### 【委員】

佐用町平福地区では、景観を重視している割には街道沿いの電柱や電線が気になる。 何とかしないと、訪れた人ががっかりするのではないか。

#### 【事務局】

電柱の地中化等については、9月の部会でも、同様の意見をいただいた。平福地区の因幡街道は町道であり、地中化するのは非常にコストがかかるため実現するのは難しい。景観への影響が比較的小さい後方等へ電柱を移動させることや、道路舗装面の

美装化という方法もあり、できることから進めることが重要と考える。

# 【委員】

本日各委員から出た意見を答申(案)に反映させたいと思う。事務局が意見を反映させた案の確認は、部会長に一任していただくということで、本日付で答申することとします。

一各委員異議なし一